

県外出身寄宿舍生の年末年始の帰省にあたっての対応について

1 年末の帰省にあたっての対応

(1) 現段階における対応（県立学校運営ガイドラインで示している内容）

- ① 帰省を希望する生徒には、帰省を認め、移動中を含めた万全の感染症対策を求める。
- ② 帰省をしない生徒については、県内の宿泊施設等での滞在など自己対応とする。

(2) 今後、感染がさらに拡大し、緊急事態宣言が発令された場合等における対応

- ① 緊急事態宣言の対象となった地域等への帰省については、生徒や保護者に帰省の自粛を検討してもらうなどの慎重な対応を求める。
- ② ①の場合、各学校は、帰省しないこととなった生徒の年末年始の滞在先として、近隣の宿泊施設等の確保に努める。その場合の宿泊経費は県費負担（但し、食費は自己負担）とする。
- ③ (1)において、すでに県内の宿泊施設等での滞在を予定していた生徒についても、帰省先が緊急事態宣言の対象となった地域等に該当する場合は、その宿泊経費を県費負担（但し、食費は自己負担）とする。
- ④ 各学校で近隣の宿泊施設等が確保できない場合は、県がすでに確保している宿泊施設（松江市内の島根県教育会館）を生徒の年末年始の滞在先とする。その場合の宿泊経費は県費負担（但し、食費は自己負担）とする。

島根県教育会館の空室確保状況：12月26日（土）～1月4日（月）の間
（18～19室）

2 帰省した生徒の年明けの帰寮にあたっての対応（県立学校運営ガイドラインで示している内容）

- ① 帰寮前に生徒本人の健康状況など問題がないことを電話等で確認する。
- ② 帰寮にあたって、生徒本人の健康状況など特に問題がない場合は、そのまま帰寮させるが、帰寮後に一定期間（14日間程度）の「特別健康状況確認期間」（毎朝の健康状況の確認など、教員が責任をもって生徒の健康観察を行う期間）を設ける。
- ③ 緊急事態宣言が発令された場合、その対象となった地域をはじめ、国や各自治体において、移動の自粛や制限を行うなど感染の警戒度を高めている地域からの帰寮であり、保護者や本人から、他の寄宿舍生から離れた場所での健康状況の確認の希望があった場合、学校は、近隣の宿泊施設等を確保し、帰寮後の一定期間、そこで滞在させる。その場合の宿泊経費は県費負担（但し、食費は自己負担）とする。